主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人は上告趣意書と題する書面を提出したが、上告理由の記載がないから 不適法である。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項二号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

昭和五三年九月一三日

最高裁判所第一小法廷

夫	康	上	岸	裁判長裁判官
光	重	藤	寸	裁判官
里	萬	崎	藤	裁判官
亨		Щ	本	裁判官